

2011年4月1日

## 当面考えられる東北関東大震災復旧・復興対策について

民主党財務金融部門会議

東北関東大震災という未曾有の災害により、日本は国難に直面している。民主党では、対策本部を地震発生直後に設け政府と緊密に連携しつつ緊急対応に当たるとともに、震災ボランティア室を設け物資やヒトを送るなど、被災地支援に全力を挙げている。

一方、政府与党としては、復興ビジョンの全体像の検討を進めつつ、できることから立法措置などを進める必要がある。そこで財務金融部門として、当面考えられる復旧・復興対策について、以下の通り提言をするものである。

### 1. 個人への対応

#### (1) 資金繰り対策等

- 住宅ローン等元利払いの猶予措置を金融機関に促すべきである。  
(3/11金融上の措置)
- 被災者のクレジット、信販、貸金の緊急的な利用を可能にするため貸金業法の総量規制の緩和措置の活用等を検討すべきである。
- 返済猶予を行う際は、いわゆるブラックリストに載せない等の対応を行うべきである。
- 公的部門による被災者生活支援融資制度を拡充すべきである。
- 被災者については、中途解約禁止の定期預金や投資信託の例外的な解約・現金化などを可能にすべきである。
- この間、業界の協力を得て、被災者支援のための金融上の対応を行ってきたが、それら対応について、周知徹底を図るため、TVやラジオ、新聞、地方自治体などを通じて、わかりやすく広報すべきである。
- 震災で両親を亡くした子どもたちなどに対しても、生損保の保険金の支払などが適切に対応できるよう、相談窓口での適切な対応を行うべきである。なお、地方自治体とも連携しつつ、子どもた

ちが保険金申請を行えるよう目配りすべきである。

## (2) 税制対応等

- 住宅や家財等の損失に係る雑損控除及び災害減免法による減免について、平成22年分所得で適用できるようにするとともに、事業用資産の損失について、平成22年分の事業所得の計算上、必要経費に算入することができるようにすべきである。(3/12財務大臣表明)
- 住宅等が滅失しても、住宅ローン控除を継続適用できるようにすべきである。
- 相続税・贈与税について、震災前の相続・贈与で申告期限が震災後のものは、震災直後の価額によるようにすべきである。
- 地方において車は生活必需品であり、震災復興にも不可欠である。自動車取得税をはじめとする自動車関係諸税の減免などにより、震災で車を失った方への負担の軽減を図る措置を実施すべきである。
- NPO法人等への寄附金控除の大幅な拡充案については、23年度税制改正案に含まれているが、早期の成立を図るべきである。
- このたびの震災を踏まえ、新しいライフスタイルへの転換のインセンティブとなるような税制の検討も進めるべきである。

## 2. 中小企業、小規模事業者、中堅企業、大企業への対応

### (1) 資金繰り・貸し渋り対策等

- 手形、小切手の不渡り処分の配慮、手形期日、ローン期日の延長への配慮を行うべきである。(3/11金融上の措置)
- 中小企業金融円滑化法延長、信用保証の拡充、危機対応融資の活用などにより、被災地域は元より、全国的に資金繰りを支えるべきである。
- 被災貸出債権への影響にも鑑み、預金保険機構の機能強化(震災地域金融機関の基盤強化のための予防的公的資金の投入)も含め速やかに検討を行うべきである。
- 決算公表を後ろ倒しにせざるを得ない場合、株主総会の開催日も後ろ倒しにできるようにすべきである。

## (2) 復旧・復興事業

- 電力、ガス、鉄道等甚大な被害を受けた地域復興のために必要不可欠な企業への政府の財源を利用した出資、政府保証、民間銀行等の協調融資（政策金融公庫、企業再生支援機構、その他政府系金融機関の活用、復興ファンドの設立等）を行うべきである。
- 復興事業については、地元企業にできる限り発注を行うべきである。その際の雇用についても地元を配慮すべきである。

## (3) 税制対応等

- 被災企業への法人税の繰戻し還付を行うべきである。
- 車や船を含め、被災した資産の代替資産にかかる特別償却、事業用資産の買換特例を設けるべきである。
- 被災地復興のための土地譲渡について課税の特例を設けるべきである。
- 代替建物取得の際の登録免許税の免除を行うべきである。
- 震災により酒瓶が割れるなどの被害を受けた際の酒税の還付を迅速に行うべきである。
- 復興につながる設備投資などを行った法人・事業者に対しては、税負担軽減措置等を講ずるべきである。
- 震災の影響は東北地方、関東地方のみならず、国内全体の企業活動に波及し始めており、国内企業の海外移転により国内産業空洞化、それに伴う雇用の悪化が全国的に進むおそれがある。23年度税制改正案には、法人実効税率引下げなど、企業立地環境改善のための税制も含まれているが、これを前提に設備投資計画を組んでいる企業も多いことから、引き続き法案成立に向けた努力を続けるべきである。
- なお、法人実効税率引下げが基本であり、財源確保の関係でこれを見送る場合については慎重な検討を要するが、見送る場合は、見合い財源として予定していた租税特別措置等の廃止・縮減は見送るべきである。
- また、外国企業の呼び込みが停滞するおそれがあり、企業立地環境改善の観点も踏まえた取り組みを行うべきである。

- 赤字法人等への対応として、雇用保険料の事業主負担の見直しも政府全体で検討すべきである。

### 3. 金融資本市場への対応

- 株式の空売り、株式の相場操縦、市場攪乱行為の取締強化を行うべきである。(3/13金融担当大臣談話)
- 為替相場の動向を注視し適宜適切な対応を行うべきである。
- 日本銀行は政府と緊密に連携し金融緩和を適切かつ機動的に実施し経済を下支えすべきである。なお、かかる緊急事態において、日本銀行も最大限の対応を行うべきである。

### 4. 財源確保

- 復興財源は、復興ビジョンの全体像をしっかりと見極めたうえでその所要額を算定し、確保に最大限努めるべきである。

以上